



中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の
特別控除に関する明細書

事 業 年 度										： 　　：					法人名																								
試 験 研 究 費 の 額										1	円					調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の二「2」 若しくは「13」)										16	円												
											G01																	G13											
控 除 対 象 試 験 研 究 費 の 額 の 計 算	同上のうち特別試験研究費以外の額										2	G02						当 期 税 額 基 準 額 の 計 算	令 開 和 始 11 す る 事 業 31 年 度 以 前 場 に 合	(9) > 12 % の 場 合					17	0.35													
	(1)のうち中小企業者等の試験研究費の 額に係る税額控除の対象とする特別試験 研究費の額										3	G03								(11) > 10%の場合の特例加算割合 $((11) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)					18	C06													
	控 除 対 象 試 験 研 究 費 基 準 額 (2) + (3)										4	G04																											
	(4)のうち国外委託試験研究に係る試 験研究費の額										5	内	G05																										
												G06																											
	控 除 対 象 試 験 研 究 費 の 額 (4)又は $((5) \times \frac{50、60又は70}{100} + (4) - (5))$										6	内	G07															19	G14										
											G09																												
増 割 減 合 試 験 の 研 究 費 算	比 較 試 験 研 究 費 の 額 (別表六(十一)「5」)										7	G10						当 期 税 額 控 除 可 能 額 (15)と(19)のうち少ない金額)又は(別表六(十)付表一 「23」、「26」又は「28」)										20	G15										
	増 減 試 験 研 究 費 の 額 (1) - (7)										8	G11						調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の③」)										21	G16										
	増 減 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(8)}{(7)}$										9	C01						当 期 税 額 控 除 額 (20) - (21)										22	G17										
試 割 験 合 研 の 究 計 費 算	平 均 売 上 金 額 (別表六(十一)「10」)										10	G08						前 期 繰 越 分	差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (19) - (20)					23	G18														
	試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(1)}{(10)}$										11	C02							繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (29の計)					24	G19														
税 額 控 除 割 合 の 計 算	割 増 前 税 額 控 除 割 合 $\frac{12}{100} + ((9) - \frac{12}{100}) \times 0.375$ (0.12未満の場合、設立事業年度の場合又は(7) = 0 の 場合は0.12)										12	C03						同上のうち当期繰越税額控除可能額 (23)と(24)のうち少ない金額)又は(別 表六(十)付表二「7」) ((1) ≤ (7) 又は (7) = 0 の場合は0)					25	G20															
	(11) > 10 % の 場 合 の 控 除 割 増 率 $((11) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)										13	C04						調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の②」)					26	G22															
	税 額 控 除 割 合 (12) + (12) × (13) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)										14	C05						当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (25) - (26)					27	G23															
中 小 企 業 者 等 税 額 控 除 限 度 額 (6) × ((14) 又は 0.12)										15	G12						法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (22) + (27)										28	G21											
翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算 (円)																																							
事 業 年 度										前期繰越額又は当期税額控除限度額										当 期 控 除 可 能 額										翌 期 繰 越 額 (29) - (30)									
										29										30										31									
自	N01					G24						G32																											
至	N02																																						
自	N03					G25						G33						外	G40					円															
至	N04																	G41																					
自	N05					G26						G34						外	G42																				
至	N06																	G43																					
自	N07					G27						G35						外	G44																				
至	N08																	G45																					
自	N09					G28						G36						外	G46																				
至	N10																	G47																					
自	N11					G29						G37						外	G48																				
至	N12																	G49																					
計						G30						(25)					G50																						
							(15)					(20)																											
当 期 分						G31						G39						外	G51																				
																G52																							
合 計																G53																							